

事務連絡
令和4年3月31日

各都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室長

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく
都道府県分別収集促進計画の策定の留意事項について（通知）

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。」とされたことに伴い、下記のとおり通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1. 都道府県分別収集促進計画の策定について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する都道府県分別収集促進計画については、3年ごとに、5年を一期として策定するものとされているが、計画策定に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5第1項に基づく都道府県廃棄物処理計画等、他の廃棄物処理に関する計画と一体のものとして位置づけることも差し支えない。

2. 留意事項

（1）計画期間

法第9条第1項及び容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成7年厚生省第61号）

第4条の規定に基づき、都道府県が定める都道府県分別収集促進計画は、平成20年を初年とする同年以後の3年ごとの各年の4月を始期として5年を1期とした計画を定めるものとされている。そのため、他の計画と一体として位置づけを行った場合でも、都道府県分別収集促進計画の計画事項に該当する箇所について上記の定めに応じた見直しを行うこと。

例えば、都道府県廃棄物処理計画と一体として、都道府県分別収集促進計画の計画事項を定める場合であって、その計画期間が5年よりも長い期間である場合、都道府県分別収集促進計画の計画事項に該当する箇所については、3年ごとに見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

(2) 計画変更手続

法及び一体として位置づける他の廃棄物処理に関する計画について規定する法令の規定にそれぞれ従うこと。

例えば、都道府県廃棄物処理計画と一体として、都道府県分別収集促進計画の計画事項を定める場合、廃棄物処理法第5条の5第3項に基づき、都道府県は、都道府県廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならないこととされているため、都道府県分別収集促進計画の計画事項に該当する箇所について、廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画に含まれるものであるかどうか、計画の策定時点において明確化しておく等の対応が考えられること。

以上

環境省環境再生・資源循環局

総務課リサイクル推進室

担当 江藤、桂、塩澤

TEL 03-3581-3351 (内線 5239)

メールアドレス YOURIHOU@env. go. jp